

様式第13（第26条関係）

高圧ガス販売事業届書	冷凍	× 整理番号	
		× 受理年月日	年 月 日
名称（販売所の名称を含む。）			
事務所（本社）所在地			
販売所所在地			
販売する高圧ガスの種類			

年 月 日

代表者 氏名

⑩

日高広域消防事務組合管理者 様

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 ×印の項は記載しないこと。
 - 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

液化石油ガスの販売事業届出について

1 容器置場のない販売所及び貯蔵量3,000kg未満の販売所

- (1) 高圧ガス販売事業届書（様式第21）
- (2) 高圧ガス販売計画書
- (3) 販売所の付近見取り図
- (4) 誓約書
- (5) 法人の登記簿謄本（個人の場合は住民票） 但し、発行日から3ヶ月以内のもの
- (6) 保安台帳・容器受入簿様式見本
- (7) 高圧ガス供給証明書
- (8) 販売主任者選任届（免状の写し添付）
- (9) 実務経験証明書（添付を要する場合のみ）

2 上記1以外の販売所

① 貯蔵量3,000kg以上10,000kg未満

1で必要な書類のほか、別途、第2種貯蔵所設置届書が必要です

② 貯蔵量10,000kg以上

1で必要な書類のほか、別途、第1種貯蔵所設置許可申請書が必要です

なお、すでに液化石油ガス法第3条による液化石油ガス販売事業登録をしている販売所は、1で必要な書類のうち、(5)、(7)は不要です。

【問合先】 〒649-1202

日高郡日高町大字萩原930-1

日高広域消防事務組合消防本部 予防課

TEL 0738-63-2000（直通）

FAX 0738-63-3635

E-mail yobou@hidakafire.or.jp

高圧ガス販売計画書

1 販売の目的

2 販売するガスの種類

3 販売の方法

4 販売の区分

5 販売区域

6 販売所の電話番号等

担当者

7 販売の基準に対する事項

8 高圧ガスを運搬する車両の保有状況

9 容器の貯蔵について

(記 載 例)

高圧ガス販売計画書

1 販売の目的

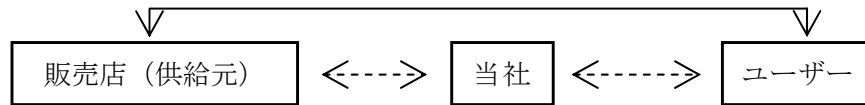
(例) 工業用燃料として小売業及び卸売販売をする。

2 販売するガスの種類

(例) 液化石油ガス (プロパン、ブタン)

3 販売の方法

(例) (1) ガス供給者からユーザーへ直送する。



(2) 自社車両で容器置場からユーザーへ直送する。



※凡例 \longleftrightarrow 容器の流れ $\langle\text{-----}\rangle$ 伝票の流れ

4 販売の区分

(例) 工場、小売店、個人宅等

5 販売区域

(例) 和歌山県、大阪府、兵庫県等

6 販売所の電話番号等

(例) 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

担当者 △△ △△

7 販売の基準に対する事項

(例) 液化石油ガス保安規則第41条の基準を遵守する

8 高圧ガスを運搬する車両の保有状況

(例)

車 両 記 号、番 号	重 量	車 両
和歌山〇〇 あ 〇〇〇〇	10トン	〇〇社製10トントラック

※運搬にあたっては、液化石油ガス保安規則第47条の基準を遵守する

9 容器の貯蔵について

(例) 液化石油ガス保安規則第19条の基準を遵守する

誓 約 書

年 月 日

日高広域消防事務組合管理者 様

所在地

名 称

代表者名

⑩

販売事業届出書の受理後は、下記事項を遵守し、その義務を完全に履行することを誓約します。

記

1. 高圧ガス保安法に基づく高圧ガス販売業者の義務事項を遵守します。
2. 無届けで高圧ガスを販売しようとする者には高圧ガスを供給しません。
3. 保安講習会等の行事には積極的に参加し、自社従業員及び高圧ガス供給先等に対して保安教育を行います。
4. 高圧ガスによる災害の発生の防止に努めるとともに、移動に関しては、移動の基準を遵守します。
5. 関係団体に協力します。
6. 高圧ガスを貯蔵する場合には、高圧ガス保安法第15条及び第16条を遵守します。

高圧ガス供給証明書

供給先 販売所所在地
名 称
代 表 者 名

⑩

上記の者が高圧ガス保安法第24条の4に基づく高圧ガスの販売事業の届出を受理された場合は、弊社より下記高圧ガスを継続して供給するとともに、高圧ガス保安法を遵守いたします。

記

供給ガス名

販売の方法		ガス名
容器取扱による販売	容器を保管する	
	容器を保管しない	

年 月 日

供給者殿 所在地
名 称
代表者名

許可又は届出年月日 年 月 日
許可又は届出受理番号 第 号

※管理者許可又は届出以外の事業所は許可証又は届出書の写し及び取扱ガスが判る書類を添付すること。